明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○銀行法施行令等の一部を改正する政令（二四七）　二
○下水道法施行令の一部を改正する政令（二四八）　三
〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府四七）　三
〔府令・省令〕
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一一）　三
〔省　令〕
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二三）　一四
〔告　示〕
○総合特別区域計画の変更を認定した件（内閣府七七、七八）　三
○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁四一）　三
○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（同四二）　四三
○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（同四三）　五三
○銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同四四）　六三
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産七）　六三
○農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件（同八）　六八
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　六三
裁判所
破産、免責、再生関係　六六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士証票無効・登録抹消、公立学校共済組合決算関係　八一
地方公共団体
行旅死亡人関係　八五
会社その他
会社決算公告　八八

本号で公布された法令のあらまし

◇銀行法施行令等の一部を改正する政令（政令第二四七号）（金融庁）

一　銀行法施行令の一部改正関係

1　銀行の休日

銀行の休日に、銀行がその営業所を設置する際に、当該営業所の休日として金融庁長官に届出をした日を追加することとした。（銀行法施行令第五条第二項第三号、第三項関係）

2　特定銀行代理業者の休日

特定銀行代理業者の休日に、当該特定銀行代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日を追加することとした。（銀行法施行令第一六条の七第二項第二号関係）

3　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　信用金庫法施行令及び協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正関係

銀行法施行令の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。

三　この政令は、令和四年七月一六日から施行することとした。

◇下水道法施行令の一部を改正する政令（政令第二四八号）（国土交通省）

1　公共下水道及び流域下水道の事業計画の変更のうち、国土交通大臣等の協議等を要しない軽微な変更に、予定処理区域の変更（主要な管渠や処理施設等の配置、処理能力等の変更に伴うものを除く。）を追加することとした。（第五条の二及び第一七条の一〇関係）

2　この政令は、令和四年八月二〇日から施行することとした。